

納税者憲章について

OECD 租税委員会「納税者の権利と義務—プラクティス・ノート」(仮訳) (抄)

納税者憲章

- 21 納税者憲章は、納税者の税務に関する権利・義務をわかり易い言葉で要約しかつ説明して、こうした情報をより多くの納税者に周知させ理解させようとする試みである。
- 22 ほとんどの国の納税者憲章は、若干の国においてルーリング（税務取扱決定文書）を構成しうるとはいえ、法令の説明文書（手引文書）であって、それ自体は法的な文書ではない。一般的に、納税者憲章は、関係法令に含まれているもの以上に権利義務を加えるものではない。
- 23 本ガイダンスで示されている議論に基づき、納税者憲章にみられる憲章の基本的事項例を添付している。ただし、これら基本的事項例及びそこで述べられている内容が、全ての税務当局に当てはまるとは限らない。納税者憲章の作成にあたっては、その管轄における租税政策、法制環境、執行実務及び文化を適切に反映しなくてはならない。したがって、たとえ納税者憲章がない国であっても、納税者憲章が公布されている国と同様に、納税者の権利が実務上保護されていることにも留意する必要がある。

納税者憲章の基本的事項例（OECD 報告書）

納税者の権利	納税者の義務
1. 情報提供・支援・意見聴取を受ける権利	7. 誠実に対応する義務
2. 不服申立ての権利	8. 協力義務
3. 正当税額のみを支払う権利	9. 正確な情報・書類の期限内提出義務
4. 予測可能性の確保	10. 記帳・帳簿等の保存義務
5. プライバシーの権利	11. 期限内納付義務
6. 個人情報保護	

(出典) “Taxpayers’ Rights and Obligations – Practice Note (2003)” (OECD Committee of Fiscal Affairs Forum on Tax Administration) による。

OECD 加盟国における納税者憲章の制定状況(主な国)

(2009年8月現在：未定稿)

国名	納税者憲章	制定年(注1)	性格(注2)	備考
カナダ	納税者権利憲章	1985年	公文書	
ニュージーランド	納税者憲章	1986年	公文書	
イギリス	納税者憲章	1986年	公文書	
フランス	納税者憲章	1987年	公文書	
アメリカ	納税者としてのあなたの権利	1988年	公文書	1988年の税制改正法において、納税者の権利等を簡潔に説明した文書を財務省が作成・配布することとされた。
アイルランド	納税者憲章	1989年	公文書	
スウェーデン	納税者権利憲章	1996年	公文書	
オーストラリア	納税者憲章	1997年	公文書	
韓国	納税者権利憲章	1997年	公文書	
トルコ	納税者権利宣言	2005年	公文書	
オーストリア	納税者憲章	2008年	公文書	
スペイン	納税者権利保障	1998年	法律	
イタリア	納税者権利章典	2000年	法律	
ドイツ	なし	—	—	
日本	なし	—	—	

(注1) 制定年とは、各国において最初に納税者憲章が制定された年であり、上記に示した納税者憲章が制定された年ではない場合がある。

(注2) 公文書とは、課税当局発表のもので、納税者の権利等をわかりやすくまとめた声明文あるいは法律において規定している納税者の権利を平易にまとめた公式文書をいう。